

# 組 合 員 規 程

## 【目 的】

第 1 条 この規程は、規約第 27 条に基づき組合員の加入脱退、けん彰について定め組合員についての取扱を明確にすることを目的とする。

## 【加入手続】

第 2 条 この組合に加入しようとする者には、新加入又は相続加入および正組合員又は准組合員の資格を明らかに記載した加入申込書を提出させる。

② 前項の加入申込書の内容を審査し、加入を承諾したときは、その旨を通知し、出資の払込をさせる。ただし、組合員の資格が明らかでないときは、理事会で決定してから加入の諾否を決定する。

## 【出資の管理】

第 3 条 前条第 2 項の規定による出資の払込みがあったときは、組合員名簿に記載する。

② 出資金残高については、毎年組合員に通知する。

## 【出資の変更】

第 4 条 出資を増口又は減口もしくは譲渡しようとする者には、申込書を提出させる。

② 出資の減口については、理事会でこれを決定する。

③ 出資譲渡により新加入する者には、第 2 条の規定を準用する。ただし、出資の払込みには要しない。

## 【脱 退】

第 5 条 この組合を脱退しようとする者には、脱退届を提出させる。

② 組合員の資格をそう失した者には、資格そう失届を提出させる。ただし、本人の届出がないときは、組合の事実認定又は第三者からの届出をもってこれに代える。

③ 前項の届け出があったときは、その者に係るこの組合の債権債務を明らかにし債務については直ちに完済させる。

## 【持分の払戻し】

第 6 条 脱退した者又は出資を減口した者に対する持分の払戻しは、当該年度末における持分が確定してから行う。

## 【資格の変更】

第 7 条 組合員が加入したあとで、組合員の資格に変更を生じたときは、直ちにその旨を届けさせ、第 2 条第 2 項の規定に準じ内容審査のうえ、組合員名簿にその旨を記載する。

② 組合員の資格については、必要に応じて調査を行なうものとする。

③ 前項の調査により、資格に変更があると認めた場合は、第 1 項の規定による取扱いを行なう。本人より届出がないときは、組合の事実認定により理事会で決定し資格変更を行ない、そのむね当該組合員に通知するものとする。

## 【加入停止後の取扱】

第 8 条 定款第 17 条により、加入および持分譲渡の承認を停止した期間中に、受理した当該申込については、停止期間満了後直ちに所定の取扱いを行なう。

## 【表 彰】

第 9 条 組合員で、この組合の発展にけん著な功績があったときは、表彰することができる。

② 前項の表彰には賞状のほか、記念品を贈呈して行なうものとする。

③ 被表彰組合員及び表彰の方法は、理事会でこれを定める。

附 則

1. この規程は、平成 7 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

2. この規程は、平成 19 年 10 月 29 日から施行する。

附 則

3. この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。